

高第2033号
令和4年11月30日

通所介護事業所
通所リハビリテーション事業所
短期入所生活介護事業所
短期入所療養介護事業所
訪問介護事業所
訪問入浴介護事業所
訪問看護事業所
訪問リハビリテーション事業所

管理者様

千葉県健康福祉部高齢者福祉課長
(公印省略)

高齢者施設（認知症対応型共同生活介護・通所・訪問事業所）従事者等に対する頻回検査の開始について（通知）

日頃、新型コロナウイルス感染症防止対策の徹底に御協力いただきお礼申し上げます。
令和4年11月11日付け高第1927号において、抗原定性検査キットの配付についてお知らせしたところですが、下記のとおり、順次頻回検査を開始することといたしましたので、御理解、御協力のほどよろしくお願いいたします。

記

1 検査実施期間

検査開始時期 令和4年12月5日（月）以降
（検査キットが施設に到着した日から順次開始）
検査終了時期 感染状況等に応じて県からお知らせします。

2 検査方法

別紙のとおり

3 検査結果報告

検査実施後、検査結果の報告が必要となります。結果報告用 Web サイトによりご報告をお願いします。

【問い合わせ先】

千葉県健康福祉部高齢者福祉課
地域活動推進班 野村 齋藤
電話：043-223-2342
Mail：kourei00@mz.pref.chiba.lg.jp